

「中小企業振興会館整備事業」  
機械警備等業務  
請負業者募集について

[ 募 集 要 綱 ]

令和5年7月14日

## 1. 募集概要

本募集は、令和5年11月竣工予定の「中小企業振興会館」における機械警備業務の請負業者を募集するものです。

## 2. 名称

中小企業振興会館整備事業 機械警備業務

## 3. 工事期間

令和5年8月上旬から令和5年12月中旬

## 4. 募集期間

令和5年7月14日から令和5年7月28日

## 5. 業務内容

- (1) 別添「機械警備等業務仕様書」のとおり
- (2) 上記に付随する業務
- (3) その他、那覇商工会議所が必要と認める業務

## 6. 物件概要

- (1) 物件名 中小企業振興会館
- (2) 所在地 沖縄県那覇市久米2-2-10
- (3) 面積等 敷地面積 1,077.03 m<sup>2</sup> 延床面積 4,605.18 m<sup>2</sup>
- (4) 構造 鉄骨造、地上7階建
- (5) 設計者 (株)国建・(株)松田平田設計・(株)アール・アイ・エー設計共同体
- (6) 施工会社 建築・昇降機  
(株)東恩納組・沖縄開発(株) 特定建設工事共同企業体  
機械・電気  
(株)きらり電設
- (7) 竣工予定 令和5年11月
- (8) 運用開始 令和6年1月
- (9) 物件構成 1階・・・駐車場、エントランス、テレワーク体験コーナー等  
2階・・・ホール、大会議室、ロビー等  
3階・・・那覇商工会議所 執務室、相談室、会議室等  
4階～6階・・・賃貸事務所(13室)  
7階・・・コワーキングスペース等

## 7. その他

- (1) 防犯カメラ等の機材は、レンタルまたはリースとする。
- (2) 工事施工から保守、機械警備までを一括で行う事業者とする。

## 8. 見積提出

提出期限 : 令和5年7月28日(金) 16時まで (※時間厳守、郵送の場合は必着)  
宛 名 : 那覇商工会議所  
提出部数 : 1部  
提出先 : 那覇商工会議所 福地・高江洲 宛 (1部)  
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル6階  
TEL 098-868-3758 E-mail takaesu@nahacci.or.jp  
書 式 : 指定なし  
提出物 : (1) 見積書  
(2) 設置機器明細書  
(3) 設置図面

## 9. 質疑応答 (問い合わせ先)

受 付 : 令和5年7月20日(木) 15時まで  
回 答 : 令和5年7月24日(月)  
提出先 : 那覇商工会議所 福地・高江洲 宛  
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル6階  
TEL 098-868-3758 E-mail takaesu@nahacci.or.jp  
備 考 : (1) 基本的に質疑に関しては、E-mailにて行う。  
(2) 質疑がない場合でも、質疑がない旨を明記し、E-mailで送信すること。

## 10. 参加表明、供与する図書

入札参加者は、「申込書<様式1>」と「誓約書<様式2>」を、「8. 見積提出先」記載の担当者 (To 高江洲) まで事前にメールでご提出ください。

提出方法 : 担当窓口のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして送付してください。

件名は「中小企業振興会館整備事業 機械警備等業務申込書 (●●)」  
(●●は提出企業名) としてください。

※電子メール送信後は速やかに担当窓口へ電話連絡をとり、受信の確認をして下さい。

※申込書<様式1>と誓約書<様式2>は、那覇商工会議所ホームページよりダウンロードして下さい。

※提出を確認後、要件を満たしている申込者に「設計図、仕様書」を事務局よりメールで配布します。

- ・ 申込書<様式1>・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 誓約書<様式2>・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 設計図、仕様書・・・申込書提出者に事務局よりメールで配布

## 8. 参加資格

以下の(1)から(3)までの募集参加資格要件をすべて満たす単体企業とします。

- (1) 参加企業は、那覇商工会議所会員企業であること。(基準日：令和5年4月1日時点)
- (2) 参加企業は、沖縄県内に本店を有する企業であること。
- (3) 実務経験を有する者を業務の主担当とすること。

## 9. 参加制限

以下のいずれかに該当する者は、参加企業となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 沖縄県、那覇市の指名停止措置を受けている者
- (3) 破産法(大正11年法律第71号)に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- (6) 会社法(平成18年法律第66号)に基づき会社の特別清算の申立がなされている者
- (7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、市町村税を滞納した者
- (8) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。))である者